

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(控除対象寄附金を条例で定めるために必要な手続を行うための基準)</p> <p>第四条 知事は、前条第一項の申出をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、控除対象寄附金を条例で定めるために必要な手続を行うものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、<u>当該書類(イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)</u>をその県内の事務所において閲覧させること。</p> <p>イ 事業報告書等(法第二十八条第一項に規定する事業報告書等をいう。以下同じ。)、役員名簿(法第十条第一項第二号イに規定する役員名簿をいう。第八条第一項及び第二項において同じ。)及び定款等(法第二十八条第二項に規定する定款等をいう。第八条第一項において同じ。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>九 当該申出に係る特定非営利活動法人に係る次に掲げる情報<u>(へに掲げる情報については、個人の住所又は居所に係る情報を除いたもの)</u>を、正当な理由がある場合を除いて、インター</p>	<p>(控除対象寄附金を条例で定めるために必要な手続を行うための基準)</p> <p>第四条 知事は、前条第一項の申出をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、控除対象寄附金を条例で定めるために必要な手続を行うものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、<u>これをその県内の事務所において</u>閲覧させること。</p> <p>イ 事業報告書等(法第二十八条第一項に規定する事業報告書等をいう。以下同じ。)、役員名簿(法第十条第一項第二号イに規定する役員名簿をいう。第八条第一項において同じ。)及び定款等(法第二十八条第二項に規定する定款等をいう。第八条第一項において同じ。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>九 当該申出に係る特定非営利活動法人に係る次に掲げる情報を、正当な理由がある場合を除いて、インターネットを利用して公表すること。</p>

ネットを利用して公表すること。

イ～ホ (略)

へ 事業報告書等(年間役員名簿(法第二十八条第一項に規定する年間役員名簿をいう。第八条第三項において同じ。))並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面を除く。)

ト・チ (略)

十～十四 (略)

(事業報告書等の閲覧等)

第八条 控除対象特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその県内の事務所において閲覧させなければならない。

2 控除対象特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

3 (略)

4 控除対象特定非営利活動法人は、前項の規定により事業報告書等を公表するときは、同項の規定にかかわらず、これに含まれる個

イ～ホ (略)

へ 事業報告書等(年間役員名簿(法第二十八条第一項に規定する年間役員名簿をいう。第八条第二項において同じ。))並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面を除く。)

ト・チ (略)

十～十四 (略)

(事業報告書等の閲覧等)

第八条 控除対象特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその県内の事務所において閲覧させなければならない。

(新設)

2 (略)

(新設)

人の住所又は居所に係る情報を除くことができる。

(役員報酬規程等の提出)

第十一条 控除対象特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類(同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)を知事に提出しなければならない。ただし、同項第二号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

2 (略)

(控除対象寄附金の条例の定めを廃止する手続を行う場合等)

第十六条 (略)

2 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めを廃止するために必要な手続を行うことができる。

一・二 (略)

三 正当な理由がないのに、第八条第三項又は第十条第五項の規定に違反して書類を公表しなかったとき。

四～八 (略)

(役員報酬規程等の提出)

第十一条 控除対象特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を知事に提出しなければならない。

2 (略)

(控除対象寄附金の条例の定めを廃止する手続を行う場合等)

第十六条 (略)

2 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めを廃止するために必要な手続を行うことができる。

一・二 (略)

三 正当な理由がないのに、第八条第二項又は第十条第五項の規定に違反して書類を公表しなかったとき。

四～八 (略)

3 · 4 (略)

3 · 4 (略)